

## 尾花沢市入札参加申請者の皆様へ

令和5年5月1日  
尾花沢市財政課

### ◆ 最低制限価格の設定範囲を改正します

予定価格が300万円以上の工事については、これまでも最低制限価格を設けて入札を行っていますが、ダンピング受注の防止並びに工事の品質管理の低下を防ぐため、最低制限価格の設定範囲を下記のとおり改正します。

#### 【改正内容】

##### 【現 行】

【範囲】
予定価格の7.5/10から9.2/10
【計算式】
① 直接工事費 × 97%
② 共通仮設費 × 90%
③ 現場管理費 × 90%
④ 一般管理費 × 55%

⇒

##### 【改 正】

【範囲】
予定価格の7.5/10から9.2/10
【計算式】
① 直接工事費 × 97%
② 共通仮設費 × 90%
③ 現場管理費 × 90%
④ 一般管理費 × 68%

※上記金額が、予定価格の75%に満たないときは予定価格の75%とします。また、予定価格の92%を超えるときは予定価格の92%とします。

### ◆ 適用月日 令和5年5月1日以降の入札指名通知から